

介護報酬の算定構造(案)

介護サービス

:平成27年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
- 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注										
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算									
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×70／100	×90／100	×200／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	特定事業所加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所加算(Ⅲ) +10／100 特定事業所加算(Ⅳ) +5／100	+15／100	+10／100	+5／100	1回につき+100単位									
	(2) 20分以上30分未満 (245単位)																			
	(3) 30分以上1時間未満 (388単位)																			
	(4) 1時間以上 (564単位に30分を増すごとに+80単位)																			
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)																			
	(2) 45分以上 (225単位)																			
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																				
二 初回加算 (1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)																				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86／1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48／1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90／100)																			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80／100)																			

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1, 234単位)		×95／100	×70／100	×90／100	+15／100	+10／100	+5／100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34／1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90／100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80／100)						

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇／100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇／100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位		+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位			
	(2) 30分未満 (463単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位			
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100							1月につき +290単位					
	(2) 30分未満 (392単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290単位		-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)														
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)													
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療器械等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90／100	×5／100	1日につき +200単位	1月につき +60単位	1月につき +150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		
			注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数 が基準に満 たない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に日 常生活上の世 話を行う場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	個別送迎体制 強化加算	入浴介助体制 強化加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物 から利用する者 に通所介護を行 う場合	事業所が送 迎を行わない 場合
イ 小規模 型通所 介護 費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
		要介護2 (488 単位)																	
		要介護3 (552 単位)																	
		要介護4 (614 単位)																	
		要介護5 (678 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (641 単位)																	
		要介護2 (757 単位)																	
		要介護3 (874 単位)																	
		要介護4 (990 単位)																	
		要介護5 (1,107 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (735 単位)																	
		要介護2 (868 単位)																	
		要介護3 (1,006 単位)																	
		要介護4 (1,144 単位)																	
		要介護5 (1,281 単位)																	
ロ 通常規 模型通 所介護 費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (380 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
		要介護2 (436 単位)																	
		要介護3 (493 単位)																	
		要介護4 (548 単位)																	
		要介護5 (605 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (572 単位)																	
		要介護2 (676 単位)																	
		要介護3 (780 単位)																	
		要介護4 (884 単位)																	
		要介護5 (988 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (656 単位)																	
		要介護2 (775 単位)																	
		要介護3 (895 単位)																	
		要介護4 (1,021 単位)																	
		要介護5 (1,144 単位)																	
ハ 大規模 型通所 介護費 (Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (374 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
		要介護2 (429 単位)																	
		要介護3 (485 単位)																	
		要介護4 (539 単位)																	
		要介護5 (595 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (562 単位)																	
		要介護2 (665 単位)																	
		要介護3 (767 単位)																	
		要介護4 (869 単位)																	
		要介護5 (971 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (645 単位)																	
		要介護2 (762 単位)																	
		要介護3 (883 単位)																	
		要介護4 (1,004 単位)																	
		要介護5 (1,125 単位)																	
ニ 大規模 型通所 介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (364 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
		要介護2 (417 単位)																	
		要介護3 (472 単位)																	
		要介護4 (524 単位)																	
		要介護5 (579 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (547 単位)																	
		要介護2 (647 単位)																	
		要介護3 (746 単位)																	
		要介護4 (846 単位)																	
		要介護5 (946 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (628 単位)																	
		要介護2 (742 単位)																	
		要介護3 (859 単位)																	
		要介護4 (977 単位)																	
		要介護5 (1,095 単位)																	
ホ 複合 通所 介護 費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位	
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																		
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																		
ト 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)		×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +210単位	1日につき +60単位
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)																		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																		

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注		注		注		注		注		注		注		注	
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合 又は	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 通所介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合	
イ 通常規 模型通 所介護 費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (380 単位)		×70/100													
		要介護2 (436 単位)															
		要介護3 (493 単位)															
		要介護4 (548 単位)															
		要介護5 (605 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (572 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (676 単位)															
		要介護3 (780 単位)															
		要介護4 (884 単位)															
		要介護5 (988 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (656 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (775 単位)															
		要介護3 (898 単位)															
		要介護4 (1,021 単位)															
		要介護5 (1,144 単位)															
ロ 大規 模型通 所介護 費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (374 単位)	×70/100	×70/100				1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位
		要介護2 (429 単位)															
		要介護3 (485 単位)															
		要介護4 (539 単位)															
		要介護5 (595 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (562 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (665 単位)															
		要介護3 (767 単位)															
		要介護4 (869 単位)															
		要介護5 (971 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (645 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (762 単位)															
		要介護3 (883 単位)															
		要介護4 (1,004 単位)															
		要介護5 (1,125 単位)															
ハ 大規 模型通 所介護 費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (364 単位)	×70/100	×70/100				1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位
		要介護2 (417 単位)															
		要介護3 (472 単位)															
		要介護4 (524 単位)															
		要介護5 (579 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (547 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (647 単位)															
		要介護3 (746 単位)															
		要介護4 (846 単位)															
		要介護5 (946 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (628 単位)		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 (742 単位)															
		要介護3 (859 単位)															
		要介護4 (977 単位)															
		要介護5 (1,095 単位)															

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上は、「医師、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士・等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

基本部分			注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合	又 は 医師、理学 療法士・作 業療法士・ 言語聴覚 士、看護・介 護職員の員 数が基準に 満たない場 合	注 理学療法士 等体制強化 加算	注 6時間以上8時間未満の遠所リハビリテーションの 前後に日常生活上の世話をを行う場合	注 中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 リハビリテー ションマネジ メント加算 (Ⅰ)	注 リハビリテー ションマネジ メント加算 (Ⅱ)	注 短期集中回 別リハビリ テーション実 施加算	注 認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算(Ⅰ)	注 認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算(Ⅱ)	注 生活行為向 上リハビリテ ーションの実 施加算	注 生活行為向 上リハビリテ ーションの 実施後にリ ハビリテー ションを継続 した場合の 減算(※)	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 重度療養管 理加算	注 中重度障害 ケア体制加算	注 事業所と同 一建物に居 住する者又 は同一建物 から利用す る者に遠所リ ハビリテー ションを行う 場合	注 事業所が遠 隔を行わな い場合												
ハ 大 規 模 の 事 業 所 (Ⅰ)の 場 合	病 院 又 は 診 療 所 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (316 単位) 要介護2 (346 単位) 要介護3 (373 単位) 要介護4 (402 単位) 要介護5 (430 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +30単位	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	+5/100	1日につき +50単位	1月につき +230単位	同意日の属 する月から 6月以内 1月につき +1020単 位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1月につき +1920単 位	利用開始 日の属する 月から 3月以内 (1月につき +2000単 位)	減算 対象月から 6月以内 ×85/100	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位	1日につき +20単位	1日につき +94単位	片道につき +47単位												
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (330 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (437 単位) 要介護4 (491 単位) 要介護5 (544 単位)																															
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (426 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (573 単位) 要介護4 (646 単位) 要介護5 (719 単位)																															
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (536 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (842 単位) 要介護5 (944 単位)																															
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (697 単位) 要介護2 (839 単位) 要介護3 (982 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,266 単位)																															
	介 護 老 人 保 健 施 設 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (316 単位) 要介護2 (346 単位) 要介護3 (373 単位) 要介護4 (402 単位) 要介護5 (430 単位)			1日につき +30単位																												
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (330 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (437 単位) 要介護4 (491 単位) 要介護5 (544 単位)																															
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (426 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (573 単位) 要介護4 (646 単位) 要介護5 (719 単位)																															
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (536 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (842 単位) 要介護5 (944 単位)																															
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (697 単位) 要介護2 (839 単位) 要介護3 (982 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,266 単位)																															
		ニ 社会参加支援加算 (1日につき 12単位を加算)																																
		ホ サービス 提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)																															
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																															
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																															
		ヘ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)																															
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)																															
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																															
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																																		
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合 計																																		

8 短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	医療連携強化加算	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症患者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に對して短期入所生活介護を提供する場合															
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位															
			要介護2 (687 単位)																															
			要介護3 (755 単位)																															
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護4 (822 単位)																															
			要介護5 (887 単位)																															
			要介護1 (687 単位)																															
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護2 (754 単位)																															
			要介護3 (822 単位)																															
			要介護4 (889 単位)																															
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護5 (954 単位)																															
			要介護1 (579 単位)																															
			要介護2 (646 単位)																															
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護3 (714 単位)																	×97/100			1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位							
			要介護4 (781 単位)																															
			要介護5 (846 単位)																															
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜ユニット型標準個室＞	要介護1 (646 単位)																															
			要介護2 (713 単位)																															
			要介護3 (781 単位)																															
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護4 (846 単位)																															
			要介護5 (913 単位)																															
			要介護1 (718 単位)																															
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜ユニット型標準個室＞	要介護2 (784 単位)																															
			要介護3 (855 単位)																															
			要介護4 (921 単位)																															
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																																		
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																																	
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																																	
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																																	
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																																	
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																																	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)																																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																																	
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																																		

8 短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	医療連携強化加算	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に 対して短期入所生活介護を提供する場合
			要介護2 (687 単位)															
			要介護3 (755 単位)															
			要介護4 (822 単位)															
			要介護5 (887 単位)															
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (640 単位)															
			要介護2 (707 単位)															
			要介護3 (775 単位)															
			要介護4 (842 単位)															
			要介護5 (907 単位)															
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (579 単位)															
			要介護2 (646 単位)															
			要介護3 (714 単位)															
			要介護4 (781 単位)															
			要介護5 (846 単位)															
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (599 単位)															
			要介護2 (666 単位)															
			要介護3 (734 単位)															
			要介護4 (801 単位)															
			要介護5 (866 単位)															
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (718 単位)	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき －30単位			
			要介護2 (784 単位)															
			要介護3 (855 単位)															
			要介護4 (921 単位)															
			要介護5 (987 単位)															
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準備室＞	要介護1 (718 単位)															
			要介護2 (784 単位)															
			要介護3 (855 単位)															
			要介護4 (921 単位)															
			要介護5 (987 単位)															
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (677 単位)															
			要介護2 (743 単位)															
			要介護3 (814 単位)															
			要介護4 (880 単位)															
			要介護5 (946 単位)															
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準備室＞	要介護1 (677 単位)															
			要介護2 (743 単位)															
			要介護3 (814 単位)															
			要介護4 (880 単位)															
			要介護5 (946 単位)															

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)			
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)		
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)		
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)		
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)		
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)		

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	重度療養管理加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 (750 単位)												
			要介護2 (755 単位)												
			要介護3 (856 単位)												
			要介護4 (908 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護5 (959 単位)												
			要介護1 (788 単位)												
			要介護2 (859 単位)												
			要介護3 (921 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要介護4 (977 単位)												
			要介護5 (1,032 単位)												
			要介護1 (823 単位)												
			要介護2 (871 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護3 (932 単位)														
	要介護4 (983 単位)														
	要介護5 (1,036 単位)														
	要介護1 (867 単位)														
(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護2 (941 単位)												
			要介護3 (1,003 単位)												
			要介護4 (1,059 単位)												
			要介護5 (1,114 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (778 単位)												
			要介護2 (859 単位)												
			要介護3 (972 単位)												
			要介護4 (1,048 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護5 (1,122 単位)												
			要介護1 (778 単位)												
			要介護2 (859 単位)												
			要介護3 (1,041 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護4 (1,115 単位)														
	要介護5 (1,190 単位)														
	要介護1 (855 単位)														
	要介護2 (937 単位)														
(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護3 (937 単位)												
			要介護4 (1,021 単位)												
			要介護5 (1,095 単位)												
			要介護1 (778 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護2 (853 単位)												
			要介護3 (946 単位)												
			要介護4 (1,021 単位)												
			要介護5 (1,095 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (778 単位)												
			要介護2 (853 単位)												
			要介護3 (1,014 単位)												
			要介護4 (1,089 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護5 (1,164 単位)														
	要介護1 (855 単位)														
	要介護2 (931 単位)														
	要介護3 (1,024 単位)														
(4) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護4 (1,034 単位)												
			要介護5 (1,096 単位)												
			要介護1 (871 単位)												
			要介護2 (945 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護3 (1,007 単位)												
			要介護4 (1,063 単位)												
			要介護5 (1,118 単位)												
			要介護1 (829 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護2 (874 単位)												
			要介護3 (936 単位)												
			要介護4 (989 単位)												
			要介護5 (1,040 単位)												
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 (871 単位)														
	要介護2 (945 単位)														
	要介護3 (1,007 単位)														
	要介護4 (1,063 単位)														
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護5 (1,118 単位)												
			要介護1 (940 単位)												
			要介護2 (1,021 単位)												
			要介護3 (1,134 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護4 (1,210 単位)												
			要介護5 (1,284 単位)												
			要介護1 (940 単位)												
			要介護2 (1,021 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護3 (1,203 単位)												
			要介護4 (1,277 単位)												
			要介護5 (1,352 単位)												
			要介護1 (940 単位)												
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護2 (1,021 単位)														
	要介護3 (1,134 単位)														
	要介護4 (1,210 単位)														
	要介護5 (1,284 単位)														
(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (940 単位)												
			要介護2 (1,015 単位)												
			要介護3 (1,108 単位)												
			要介護4 (1,183 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護5 (1,257 単位)												
			要介護1 (940 単位)												
			要介護2 (1,015 単位)												
			要介護3 (1,176 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護4 (1,251 単位)												
			要介護5 (1,326 単位)												
			要介護1 (940 単位)												
			要介護2 (1,015 単位)												
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護3 (1,108 単位)														
	要介護4 (1,183 単位)														
	要介護5 (1,257 単位)														
	要介護1 (940 単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)														
	(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)														
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)														
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)															
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理		療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)												
	(二) 特定治療		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)												
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×27/1,000)														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×15/1,000)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)														
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の360/100)														
注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計															
： 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。															

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(673 単位)	×70/100		診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	(722 単位)							
			要介護3	(770 単位)							
			要介護4	(818 単位)							
			要介護5	(867 単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜従来型個室＞	要介護1	(700 単位)							
			要介護2	(752 単位)							
			要介護3	(802 単位)							
			要介護4	(852 単位)							
			要介護5	(903 単位)							
		c.診療所短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜従来型個室＞	要介護1	(691 単位)							
			要介護2	(741 単位)							
			要介護3	(791 単位)							
			要介護4	(840 単位)							
			要介護5	(890 単位)							
		d.診療所短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要介護1	(777 単位)							
			要介護2	(825 単位)							
			要介護3	(875 単位)							
			要介護4	(922 単位)							
			要介護5	(971 単位)							
		e.診療所短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜多床室＞	要介護1	(809 単位)							
			要介護2	(860 単位)							
			要介護3	(911 単位)							
			要介護4	(961 単位)							
	要介護5		(1,012 単位)								
	f.診療所短期入所療養介護費(ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜多床室＞	要介護1	(798 単位)								
		要介護2	(848 単位)								
		要介護3	(898 単位)								
		要介護4	(947 単位)								
		要介護5	(998 単位)								
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	(596 単位)							
			要介護2	(640 単位)							
			要介護3	(683 単位)							
			要介護4	(728 単位)							
			要介護5	(771 単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	(702 単位)							
	要介護2		(745 単位)								
	要介護3		(789 単位)								
	要介護4		(832 単位)								
	要介護5		(876 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	(798 単位)	×97/100							
		要介護2	(847 単位)								
		要介護3	(895 単位)								
		要介護4	(943 単位)								
		要介護5	(992 単位)								
	(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型個室＞	要介護1	(825 単位)								
		要介護2	(877 単位)								
		要介護3	(927 単位)								
		要介護4	(977 単位)								
		要介護5	(1,028 単位)								
	(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型個室＞	要介護1	(816 単位)								
		要介護2	(866 単位)								
		要介護3	(916 単位)								
		要介護4	(965 単位)								
		要介護5	(1,015 単位)								
	(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	(798 単位)								
		要介護2	(847 単位)								
		要介護3	(895 単位)								
		要介護4	(943 単位)								
		要介護5	(992 単位)								
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型準個室＞	要介護1	(825 単位)								
		要介護2	(877 単位)								
		要介護3	(927 単位)								
		要介護4	(977 単位)								
要介護5		(1,028 単位)									
(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型準個室＞	要介護1	(816 単位)									
	要介護2	(866 単位)									
	要介護3	(916 単位)									
	要介護4	(965 単位)									
	要介護5	(1,015 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)							
		(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)							
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)							
(4) 療養食加算				(1日につき 23単位を加算)							
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)									
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)									
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)									
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)									
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注								
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100										
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)														
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (962 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,097 単位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,230 単位)														
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,068 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)														
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)														
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)														
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)														
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)														
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (860 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位)														
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (966 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)														
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (767 単位) 要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位)	×70/100		×90/100	×90/100	×90/100				×97/100						
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (873 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,128 単位)															
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞										要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
													b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞					要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)
			(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)										a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞					要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)
													b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞					要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)
		(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満										(654 単位)					
			(二) 4時間以上6時間未満										(905 単位)					
			(三) 6時間以上8時間未満										(1,257 単位)					
			(5) 療養食加算										(1日につき 23単位を加算)					
	(6) 特定診療費																	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20/1000)				注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11/1000)																	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90/100)																	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80/100)																	
					： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注						
		看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	個別機能訓 練加算	夜間看護体 制加算	医療機関連 携加算	障害者等支 援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合						
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (533 単位)	× 70 / 100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位								
	要介護2 (597 単位)													
	要介護3 (666 単位)													
	要介護4 (730 単位)													
	要介護5 (798 単位)													
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		× 70 / 100					1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。						
									ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3		× 70 / 100		1日につき +10単位	

ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)

ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×61／1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×34／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)	

※ 限度額	要介護1	16, 203単位
	要介護2	18, 149単位
	要介護3	20, 246単位
	要介護4	22, 192単位
	要介護5	24, 259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所 在地に適用される1単位の単価 で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所 在地に適用される1単位の単価で 除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に 相当する額を事業所の所在地に 適用される1単位の単価で除し て得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当 する額を事業所の所在地に適用さ れる1単位の単価で除して得た単位 数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 1／3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対
象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,042単位) 要介護3・4・5 (1,353単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (521単位)	(運営基準減算の場合) ×50／100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

1 介護福祉施設サービス(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

1 介護福祉施設サービス(平成27年8月1日～)

基本部分					注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (547 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+36単位			入所定員31人以上50人以下22単位 入所定員30人又は51人以上13単位	+5単位		+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	
				要介護2 (614 単位)																
				要介護3 (682 単位)																
				要介護4 (749 単位)																
				要介護5 (814 単位)																
		b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (547 単位)																	
			要介護2 (614 単位)																	
			要介護3 (682 単位)																	
			要介護4 (749 単位)																	
			要介護5 (814 単位)																	
(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (700 単位)																		
		要介護2 (763 単位)																		
		要介護3 (830 単位)																		
		要介護4 (893 単位)																		
		要介護5 (955 単位)																		
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (700 単位)																			
	要介護2 (763 単位)																			
	要介護3 (830 単位)																			
	要介護4 (893 単位)																			
	要介護5 (955 単位)																			
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (547 単位)																	
			要介護2・3 (653 単位)																	
			要介護4・5 (781 単位)																	
			要介護1 (547 単位)																	
			要介護2・3 (653 単位)																	
	b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (547 単位)																		
		要介護2・3 (653 単位)																		
		要介護4・5 (781 単位)																		
		要介護1 (700 単位)																		
		要介護2・3 (800 単位)																		
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (700 単位)																		
		要介護2・3 (800 単位)																		
		要介護4・5 (923 単位)																		
		要介護1 (700 単位)																		
		要介護2・3 (800 単位)																		
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (700 単位)																			
	要介護2・3 (800 単位)																			
	要介護4・5 (923 単位)																			
	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (625 単位)	×97/100			+46単位			入所定員31人以上50人以下27単位 入所定員30人又は51人以上18単位								
					要介護2 (691 単位)															
要介護3 (762 単位)																				
要介護4 (828 単位)																				
要介護5 (894 単位)																				
b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞			要介護1 (625 単位)																	
			要介護2 (691 単位)																	
			要介護3 (762 単位)																	
			要介護4 (828 単位)																	
			要介護5 (894 単位)																	
(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (766 単位)																		
		要介護2 (829 単位)																		
		要介護3 (897 単位)																		
		要介護4 (960 単位)																		
		要介護5 (1,022 単位)																		
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (766 単位)																			
	要介護2 (829 単位)																			
	要介護3 (897 単位)																			
	要介護4 (960 単位)																			
	要介護5 (1,022 単位)																			
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (625 単位)																	
			要介護2・3 (722 単位)																	
			要介護4・5 (850 単位)																	
			要介護1 (625 単位)																	
			要介護2・3 (722 単位)																	
	b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (625 単位)																		
		要介護2・3 (722 単位)																		
		要介護4・5 (850 単位)																		
		要介護1 (766 単位)																		
		要介護2・3 (868 単位)																		
(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (766 単位)																		
		要介護2・3 (868 単位)																		
		要介護4・5 (990 単位)																		
		要介護1 (766 単位)																		
		要介護2・3 (868 単位)																		
b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (766 単位)																			
	要介護2・3 (868 単位)																			
	要介護4・5 (990 単位)																			
	注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																			
	注 外泊時費用					入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定														
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																				
ニ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)				注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 療養介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合															
		(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)																		
		(3) 退所時相談援助加算 (400単位)																		
		(4) 退所前連携加算 (500単位)																		
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																				
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)					注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない															
ト 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない															
		(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)																		
チ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)					注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合															
リ 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)					注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない															
ヌ 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)																				
ル 嚥取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																			
		(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																		
		(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)																		
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																				
ワ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)																				
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																			
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																		
ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)																				
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																			
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																		
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																		
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																		
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)				注 所定単位数は、イからタまでにより算定した単位数の合計															
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)																		
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																		
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																		

2 介護保健施設サービス

基本部分				注			注	注	注	注	注	注	注								
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算								
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 (695 単位) 要介護2 (740 単位) 要介護3 (801 単位) 要介護4 (853 単位) 要介護5 (904 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +27単位								
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (733 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (977 単位)										1日につき +27単位								
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要介護1 (768 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (928 単位) 要介護5 (981 単位)																		
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (812 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,004 単位) 要介護5 (1,059 単位)																		
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (993 単位) 要介護5 (1,067 単位)																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (986 単位) 要介護4 (1,060 単位) 要介護5 (1,135 単位)																		
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (996 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,145 単位)																		
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (1,063 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,213 単位)																		
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (891 単位) 要介護4 (966 単位) 要介護5 (1,040 単位)										1日につき +27単位								
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,109 単位)																		
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (876 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,043 単位) 要介護5 (1,118 単位)																		
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (876 単位) 要介護3 (1,037 単位) 要介護4 (1,112 単位) 要介護5 (1,186 単位)																		
		(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【従来型】											要介護1 (774 単位) 要介護2 (819 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (934 単位) 要介護5 (985 単位)	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +27単位
			(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】											要介護1 (816 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,008 単位) 要介護5 (1,063 単位)							1日につき +27単位
			(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【従来型】											要介護1 (774 単位) 要介護2 (819 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (934 単位) 要介護5 (985 単位)							
			(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】											要介護1 (816 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,008 単位) 要介護5 (1,063 単位)							
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,079 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,229 単位)																			
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,222 単位) 要介護5 (1,297 単位)																			
	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,079 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,229 単位)																			
	(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,222 単位) 要介護5 (1,297 単位)																			
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,053 単位) 要介護4 (1,128 単位) 要介護5 (1,202 単位)	1日につき +27単位																		
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,196 単位) 要介護5 (1,271 単位)																			
	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,053 単位) 要介護4 (1,128 単位) 要介護5 (1,202 単位)																			
	(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,196 単位) 要介護5 (1,271 単位)																			
	注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																				
	注 外泊時費用				入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																

注　ターミナル ケア加算	(1)　死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 （1日につき　160単位を加算）
		療養型老健の場合 （1日につき　160単位を加算）
	(2)　死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 （1日につき　820単位を加算）
		療養型老健の場合 （1日につき　850単位を加算）
	(3)　死亡日	療養型老健以外の場合 （1日につき　1,650単位を加算）
		療養型老健の場合 （1日につき　1,700単位を加算）
注　特別療養費		
注　療養体制維持特別加算 （1日につき　27単位を加算）		
ハ　初期加算 （1日につき　30単位を加算）		
ニ　入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	在宅強化型の場合 （1回につき　450単位を加算）	
	在宅強化型以外の場合 （1回につき　450単位を加算）	
ニ　入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	在宅強化型の場合 （1回につき　480単位を加算）	
	在宅強化型以外の場合 （1回につき　480単位を加算）	
ホ　退所時指導等加算	(1)　退所時等指導加算	(一)　退所前訪問指導加算 在宅強化型の場合 （入所中1回を限度に460単位を算定） 在宅強化型以外の場合 （入所中1回（療養型老健の場合は1回又は2回）を限度に460単位を算定）
		(二)　退所後訪問指導加算 （退所後1回を限度） 在宅強化型の場合 （460単位を算定） 在宅強化型以外の場合 （460単位を算定）
		(三)　退所時指導加算 （400単位）
		(四)　退所時情報提供加算 （500単位）
		(五)　退所前連携加算 （500単位）
		(2)　老人訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）
	ヘ　栄養マネジメント加算 （1日につき　14単位を加算）	
	ト　経口移行加算 （1日につき　28単位を加算）	
チ　経口維持加算（1月につき）	(1)　経口維持加算（Ⅰ） （400単位）	
	(2)　経口維持加算（Ⅱ） （100単位）	
リ　口腔衛生管理体制加算 （1月につき　30単位を加算）		
ヌ　口腔衛生管理加算 （1月につき　110単位を加算）		
ル　療養食加算 （1日につき　18単位を加算）		
ヲ　在宅復帰支援機能加算 （療養型老健に限り1日につき　5単位を加算）		
ワ　緊急時施設療養費	(1)　緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定） 療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）	
	(2)　特定治療	
カ　所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合 （1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定）	
	療養型老健の場合 （1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定）	
ヨ　認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　3単位を加算）	
	(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　4単位を加算）	
タ　認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 （入所後7日に限り　1日につき200単位を加算）	
	療養型老健の場合 （入所後7日に限り　1日につき200単位を加算）	
レ　認知症情報提供加算 （1回当たり　350単位を加算）		
ソ　地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 （入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
	在宅強化型以外の場合 （入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
ツ　サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき　18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき　12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき　6単位を加算）	
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき　6単位を加算）	
ネ　介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×27／1000）	
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×15／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋(2)の90／100）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(2)の80／100）	

注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

※　PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注								注	注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者受入加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (641 単位) 要介護2 (744 単位) 要介護3 (967 単位) 要介護4 (1,062 単位) 要介護5 (1,147 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100	病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+120単位	
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (669 単位) 要介護2 (777 単位) 要介護3 (1,010 単位) 要介護4 (1,109 単位) 要介護5 (1,198 単位)												
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (659 単位) 要介護2 (765 単位) 要介護3 (995 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,180 単位)												
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (745 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (1,071 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,251 単位)												
		e.療養型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (778 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (1,119 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,307 単位)												
		f.療養型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (873 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,199 単位) 要介護5 (1,287 単位)												
		(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>												要介護1 (586 単位) 要介護2 (689 単位) 要介護3 (841 単位) 要介護4 (987 単位) 要介護5 (1,027 単位)
			b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>												要介護1 (601 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (862 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位)
			c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) <多床室>												要介護1 (691 単位) 要介護2 (794 単位) 要介護3 (945 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,131 単位)
			d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>												要介護1 (709 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,119 単位) 要介護5 (1,159 単位)
		(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>												要介護1 (564 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (813 単位) 要介護4 (962 単位) 要介護5 (1,001 単位)
			b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>												要介護1 (670 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,068 単位) 要介護5 (1,107 単位)
	(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>												要介護1 (754 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (983 単位) 要介護4 (1,070 単位) 要介護5 (1,175 単位)
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>												要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,175 単位)
		(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>												要介護1 (754 単位) 要介護2 (857 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護4 (1,030 単位) 要介護5 (1,136 単位)
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>												要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (962 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,136 単位)
		(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>												要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)
															要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)
	要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)														
	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)														
	要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)														
	(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
			要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)												
			要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
			要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)												
			要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
	(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
			要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)												
			要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
			要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)												
			要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)												
			要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)												
		要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)													
	(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)													
		要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)													
		要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)													
		要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)													
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
		要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)													
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)															
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
注 試行的退院サービス費				入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)											
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)															

(6) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)			
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(9) 経口維持加算 (1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
(10) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(11) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(12) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(14) 特定診療費			
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(17) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			
(1) 診療所型 介護療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (623 単位) 要介護2 (672 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (817 単位)
		b.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜従来型個室＞	要介護1 (650 単位) 要介護2 (702 単位) 要介護3 (752 単位) 要介護4 (802 単位) 要介護5 (853 単位)
		c.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜従来型個室＞	要介護1 (641 単位) 要介護2 (691 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (790 単位) 要介護5 (840 単位)
		d.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 (727 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (921 単位)
		e.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜多床室＞	要介護1 (759 単位) 要介護2 (810 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (962 単位)
		f.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜多床室＞	要介護1 (748 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (848 単位) 要介護4 (897 単位) 要介護5 (948 単位)
	(二) 診療所型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (546 単位) 要介護2 (590 単位) 要介護3 (633 単位) 要介護4 (678 単位) 要介護5 (721 単位)
		b.診療所型介護療養施設 サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (652 単位) 要介護2 (695 単位) 要介護3 (739 単位) 要介護4 (782 単位) 要介護5 (826 単位)
	(2) ユニット型 診療所型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)
		(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型個室＞	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)
		(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型個室＞	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)
		(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)
		(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)
		(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)
注 身体拘束廃止未実施加算			(1日につき 5単位を減算)
注 外泊時費用			
注 他科受診時費用			
(3) 初期加算			(1日につき 30単位を加算)

注	注	注	注
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(4) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			
(7) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(8) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(9) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			
(10) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(12) 特定診療費			
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(16)介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20／1000)		注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11／1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90／100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80／100)		

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						注
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (967 単位) 要介護2 (1,031 単位) 要介護3 (1,095 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,223 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,072 単位) 要介護2 (1,137 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,265 単位) 要介護5 (1,328 単位)						
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (912 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,180 単位)	×70/100		－12単位			
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,018 単位) 要介護2 (1,085 単位) 要介護3 (1,151 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,286 単位)						
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (884 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,080 単位) 要介護5 (1,145 単位)						
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,250 単位)						
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (869 単位) 要介護2 (933 単位) 要介護3 (997 単位) 要介護4 (1,061 単位) 要介護5 (1,125 単位)						
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (974 単位) 要介護2 (1,039 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,167 単位) 要介護5 (1,230 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (810 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (938 単位) 要介護4 (1,002 単位) 要介護5 (1,066 単位)						
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (916 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,171 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (780 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)	×70/100		×90/100		×90/100		
			(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>						要介護1 (823 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,015 単位) 要介護5 (1,078 単位)	
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)	×97/100					
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)										
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)										

(5) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			
(8) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×20／1000)		
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11／1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90／100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80／100)		
注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計			

介護報酬の算定構造（案）

介護予防サービス

 : 平成27年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1, 168単位)	×70／100	×90／100	+15／100	+10／100	+5／100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2, 335単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3, 704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86／1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48／1000)					
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)					
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 834単位)		×95／100	×70／100	×90／100	+15／100	+10／100	+5／100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34／1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇／100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇／100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護 予防訪問 看護ステーションの 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (463単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100									1月につき +290単位	
ロ 病院又は 診療所の 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100		
	(2) 30分未満 (392単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302 単位	×90／100	+5／100	1日につき +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((Ⅱ)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (402単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費			×70／100	×70／100	+5／100	1月につき +240単位	－376単位
							要支援1 (1月につき 1, 647単位)
ロ 生活機能向上グループ活動加算			(1月につき 100単位を加算)				
ハ 運動器機能向上加算			(1月につき 225単位を加算)				
ニ 栄養改善加算			(1月につき 150単位を加算)				
ホ 口腔機能向上加算			(1月につき 150単位を加算)				
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)				
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40／1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22／1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所「リハビリ」テーションを行う場合
イ 介護予防通所 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1, 812単位)	×70／100	×70／100	+5／100	1月につき +240単位	－376単位
		要支援2 (1月につき 3, 715単位)					－752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1, 812単位)					－376単位
		要支援2 (1月につき 3, 715単位)					－752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実 加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実 加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34／1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定し た単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分				注			注	注	注	注	注				
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合			
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位)	×97／100	×70／100	×70／100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位			
			要支援2 (572 単位)												
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (495 単位)												
			要支援2 (615 単位)												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位)												
			要支援2 (538 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (473 単位)												
			要支援2 (581 単位)												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位)				×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (655 単位)												
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位)												
			要支援2 (655 単位)												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位)												
			要支援2 (631 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位)												
			要支援2 (631 単位)												

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
----------------------------	--

ニ サービス提供体制強化加算	
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	

ホ 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33／1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)	
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)	

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分				注			注	注	注	注	注									
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合								
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位								
			要支援2 (572 単位)																	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位)																	
			要支援2 (573 単位)																	
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位)																	
			要支援2 (538 単位)																	
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位)																	
			要支援2 (655 単位)																	
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位)																	
			要支援2 (655 単位)																	
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位)																	
			要支援2 (631 単位)																	
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位)																	
			要支援2 (631 単位)																	
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																				
ニ サービス提供体制強化加算																				
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																				
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																				
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																				
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59／1000)																				
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33／1000)																				
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)																				
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)																				
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																				

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注		注		注		注		注									
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合		医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合		常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合		夜勤職員配置加算		個別リハビリテーション実施加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		若年性認知症利用者受入加算		利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要支援1 (575 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位									
			要支援2 (716 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (613 単位)																		
			要支援2 (753 単位)																		
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要支援1 (608 単位)																		
			要支援2 (762 単位)																		
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (652 単位)																		
			要支援2 (807 単位)																		
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (582 単位)																		
			要支援2 (723 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要支援1 (582 単位)																		
			要支援2 (723 単位)																		
(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)																			
		要支援2 (774 単位)																			
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 (619 単位)																			
		要支援2 (774 単位)																			
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要支援1 (618 単位)																		
			要支援2 (775 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)																		
			要支援2 (817 単位)																		
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【従来型】	要支援1 (618 単位)																		
			要支援2 (775 単位)																		
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)																		
			要支援2 (817 単位)																		
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)																		
			要支援2 (806 単位)																		
注 特別療養費																					
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)																					
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																					
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																			
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																			
	(二) 特定治療																				
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)		注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計																		
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)																				
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)																				
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)																				
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。																					

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注		注		注		注		注		注																				
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は		看護師が基準に定められた看護職員員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合又は		療地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合又は		療地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合又は		常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットのケアにおける体制が失整備である場合		廊下幅が設備基準を満たさない場合		医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合		夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		若年性認知症利用者受入加算		利用者に対して送迎を行う場合								
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） ＜従来型個室＞	要支援1（ 523 単位） 要支援2（ 657 単位）	-25単位	$\times 70 / 100$			-12単位	$\times 90 / 100$		病院療養病床療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護（Ⅰ） +23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） +7単位	1日につき +200単位 （7日間を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位																		
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） ＜療養機能強化型A> ＜従来型個室＞	要支援1（ 551 単位） 要支援2（ 685 単位）																															
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） ＜療養機能強化型B> ＜従来型個室＞	要支援1（ 541 単位） 要支援2（ 675 単位）																															
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） ＜多床室＞	要支援1（ 579 単位） 要支援2（ 734 単位）																															
		e.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅴ） ＜療養機能強化型A> ＜多床室＞	要支援1（ 612 単位） 要支援2（ 767 単位）																															
		f.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅵ） ＜療養機能強化型B> ＜多床室＞	要支援1（ 600 単位） 要支援2（ 755 単位）																															
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） ＜従来型個室＞	要支援1（ 492 単位） 要支援2（ 617 単位）																															
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） ＜療養機能強化型> ＜従来型個室＞	要支援1（ 507 単位） 要支援2（ 632 単位）																															
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） ＜多床室＞	要支援1（ 550 単位） 要支援2（ 696 単位）																															
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） ＜療養機能強化型> ＜多床室＞	要支援1（ 568 単位） 要支援2（ 714 単位）																															
		a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） ＜従来型個室＞	要支援1（ 476 単位） 要支援2（ 594 単位）																															
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞	要支援1（ 534 単位） 要支援2（ 674 単位）																															
	(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） ＜従来型個室＞														要支援1（ 532 単位） 要支援2（ 666 単位）																	
			b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞														要支援1（ 589 単位） 要支援2（ 744 単位）																	
		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） ＜従来型個室＞														要支援1（ 532 単位） 要支援2（ 666 単位）																	
			b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞														要支援1（ 589 単位） 要支援2（ 744 単位）																	
	(3) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） ＜ユニツト型個室＞	要支援1（ 605 単位） 要支援2（ 762 単位）														$\times 70 / 100$	$\times 90 / 100$	$\times 90 / 100$	$\times 97 / 100$														
			(二) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） ＜療養機能強化型A> ＜ユニツト型個室＞																		要支援1（ 633 単位） 要支援2（ 790 単位）													
		(三) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） ＜療養機能強化型B> ＜ユニツト型個室＞	要支援1（ 623 単位） 要支援2（ 780 単位）																															
		(四) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ） ＜ユニツト型準個室＞	要支援1（ 605 単位） 要支援2（ 762 単位）																															
		(五) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅴ） ＜療養機能強化型A> ＜ユニツト型準個室＞	要支援1（ 633 単位） 要支援2（ 790 単位）																															
		(六) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅵ） ＜療養機能強化型B> ＜ユニツト型準個室＞	要支援1（ 623 単位） 要支援2（ 780 単位）																															
		(一) ユニツト型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） ＜ユニツト型個室＞	要支援1（ 605 単位） 要支援2（ 762 単位）																															
			(二) ユニツト型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） ＜ユニツト型準個室＞																		要支援1（ 605 単位） 要支援2（ 762 単位）													
		(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																																
		(6) 特定診療費																																
	(7) サービス提供体制強化加算																(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1日につき 6単位を加算)																	
	(8) 介護職員処遇改善加算																(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき +所定単位×20/1000) (二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき +所定単位×11/1000) (三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +(二)の90/100) (四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +(二)の80/100)																	
				注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																														

④： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院 患者の定員を超 える場合	注 常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	注 認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (507 単位)	×70/100		診療所設備基 準減算 －60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (637 単位)								
		b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜従来型個室＞	要支援1 (534 単位)							
		要支援2 (664 単位)								
		c.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜従来型個室＞	要支援1 (525 単位)							
		要支援2 (655 単位)								
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護・介護 ＜3:1>	d.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要支援1 (564 単位)							
		要支援2 (715 単位)								
		e.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜多床室＞	要支援1 (596 単位)							
		要支援2 (747 単位)								
		f.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜多床室＞	要支援1 (585 単位)							
		要支援2 (736 単位)								
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (589 単位)	×97/100							
		要支援2 (742 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型個室＞	要支援1 (616 単位)								
		要支援2 (769 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型個室＞	要支援1 (607 単位)								
		要支援2 (760 単位)								
	(四) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (589 単位)								
		要支援2 (742 単位)								
	(五) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A> ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (616 単位)								
		要支援2 (769 単位)								
	(六) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B> ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (607 単位)								
		要支援2 (760 単位)								
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(4) 特定診療費										
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の 合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)									
： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注					注	注	
					利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (813 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100		片道につき +184単位	
			要支援2 (974 単位)									
		看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (919 単位)								
			要支援2 (1,074 単位)									
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (750 単位)								
			要支援2 (919 単位)									
			看護<4:1> 介護<4:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞								要支援1 (808 単位)
				要支援2 (998 単位)								
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (728 単位)								
			要支援2 (892 単位)									
			看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞								要支援1 (786 単位)
				要支援2 (971 単位)								
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (716 単位)								
			要支援2 (876 単位)									
			看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞								要支援1 (773 単位)
				要支援2 (955 単位)								
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (656 単位)								
			要支援2 (817 単位)									
			経過措置型	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞								要支援1 (763 単位)
				要支援2 (918 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (564 単位)									
			要支援2 (725 単位)									
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (622 単位)									
			要支援2 (804 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (939 単位)								
			要支援2 (1,095 単位)									
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (939 単位)								
				要支援2 (1,095 単位)								
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (832 単位)								
			要支援2 (1,024 単位)									
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (832 単位)								
				要支援2 (1,024 単位)								
(4) 療養食加算					(1日につき 23単位を加算)							
(5) 特定診療費												
(6) サービス提供体制強化加算					(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)							
					(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)							
					(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
					(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算					(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)							
					(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)							
					(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)							
					(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)							
					注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に 満たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行 われる場合			
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (179 単位)	×70／100	×70／100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス (訪問介護系・通所介護系サービスを除く。) 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機 能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ・訪問介護系サービス 介護予防訪問介護の基本部分の報酬単位の 90／100 ・通所介護系サービス 介護予防通所介護の基本部分の報酬単位の 90／100 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。			
	要支援2 (308 単位)									
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)										
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61／1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34／1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)									

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき) (430単位)	
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造（案）

地域密着型サービス

 : 平成27年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費
- 9 地域密着型通所介護費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注								
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,658 単位)	×98／100	－62単位	1月につき －600単位	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位							
		要介護2 (10,100 単位)		－111単位														
		要介護3 (16,769 単位)		－184単位														
		要介護4 (21,212 単位)		－233単位														
		要介護5 (25,654 単位)		－281単位														
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,255 単位)		－91単位														
		要介護2 (12,897 単位)		－141単位														
		要介護3 (19,686 単位)		－216単位														
		要介護4 (24,268 単位)		－266単位														
		要介護5 (29,399 単位)		－322単位														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)		要介護1 (5,658 単位)		－62単位														
		要介護2 (10,100 単位)		－111単位														
		要介護3 (16,769 単位)		－184単位														
		要介護4 (21,212 単位)		－233単位														
		要介護5 (25,654 単位)		－281単位														
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1000単位を加算)																		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																	
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86／1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48／1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)																	
			： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目															

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇／100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
+〇〇／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇／100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981 単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 368 単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 560 単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 754 単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,667 単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18 単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12 単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126 単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84 単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)		
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 認知症対応型通所介護費

基本部分					注		注	注	注	注	注	注	注	注	注																						
					利用者の数 が利用定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合 又は	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の認知症 対応型通所介護 の前後に日常生 活上の世話を行 う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通 所介護を行う 場合	事業所が送 迎をわない場 合																						
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症対応型 通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1	(564 単位)	×70/100		×63/100																														
			要介護2	(620 単位)																																	
			要介護3	(678 単位)																																	
			要介護4	(735 単位)																																	
			要介護5	(792 単位)																																	
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1	(865 単位)																																	
			要介護2	(958 単位)																																	
			要介護3	(1,050 単位)																																	
			要介護4	(1,143 単位)																																	
			要介護5	(1,236 単位)																																	
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1	(985 単位)																																	
			要介護2	(1,092 単位)																																	
			要介護3	(1,199 単位)																																	
			要介護4	(1,307 単位)																																	
			要介護5	(1,414 単位)																																	
	(2) 認知症対応型 通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1	(510 単位)			×63/100											1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき －94単位	片道につき －47単位													
			要介護2	(561 単位)																																	
			要介護3	(612 単位)																																	
			要介護4	(663 単位)																																	
			要介護5	(714 単位)																																	
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1	(778 単位)																																	
			要介護2	(861 単位)																																	
			要介護3	(944 単位)																																	
			要介護4	(1,026 単位)																																	
			要介護5	(1,109 単位)																																	
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1	(885 単位)																																	
			要介護2	(980 単位)																																	
			要介護3	(1,076 単位)																																	
			要介護4	(1,172 単位)																																	
			要介護5	(1,267 単位)																																	
ロ 認知症 対応型 通所 介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1	(270 単位)	×63/100		×63/100																														
			要介護2	(280 単位)																																	
			要介護3	(289 単位)																																	
			要介護4	(299 単位)																																	
			要介護5	(309 単位)																																	
		(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	(439 単位)																																	
			要介護2	(454 単位)																																	
			要介護3	(470 単位)																																	
			要介護4	(486 単位)																																	
			要介護5	(502 単位)																																	
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1	(506 単位)																																	
			要介護2	(524 単位)																																	
			要介護3	(542 単位)																																	
			要介護4	(560 単位)																																	
			要介護5	(579 単位)																																	
				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)																																	
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																																			
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																																			
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000)																																			
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000)																																			
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																																			
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																																			
注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																																					

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注			
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100			
		要介護2 (15,167 単位)							
		要介護3 (22,062 単位)							
		要介護4 (24,350 単位)							
		要介護5 (26,849 単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)							
		要介護2 (13,665 単位)							
		要介護3 (19,878 単位)							
		要介護4 (21,939 単位)							
		要介護5 (24,191 単位)							
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (565 単位)							
		要介護2 (632 単位)							
		要介護3 (700 単位)							
		要介護4 (767 単位)							
		要介護5 (832 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)								
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)								
ホ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)								
ヘ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)						
ト 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)						
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)						
リ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ス 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								
			： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算訪問体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目						

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注			注		注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			
		要介護2 (795 単位)							
		要介護3 (818 単位)							
		要介護4 (835 単位)							
		要介護5 (852 単位)							
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (782 単位)							
		要介護3 (806 単位)							
		要介護4 (822 単位)							
		要介護5 (838 単位)							
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)				1日につき +50単位			
		要介護2 (823 単位)							
		要介護3 (847 単位)							
		要介護4 (863 単位)							
		要介護5 (880 単位)							
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (811 単位)							
		要介護3 (835 単位)							
		要介護4 (851 単位)							
		要介護5 (867 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)							
		(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
		(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 夜間看護体制加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (533 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (533 単位)	× 70 / 100		1日につき +10単位	
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ハ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)				
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61 / 1000)				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34 / 1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90 / 100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80 / 100)				
		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算		
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜従来型個室＞		要介護1	（	547	単位）	+36単位	+12単位	+23単位	+41単位	+5単位							
			要介護2	（	614	単位）												
			要介護3	（	682	単位）												
			要介護4	（	749	単位）												
			要介護5	（	814	単位）												
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜多床室＞		要介護1	（	594	単位）												
			要介護2	（	661	単位）												
			要介護3	（	729	単位）												
			要介護4	（	796	単位）												
			要介護5	（	861	単位）												
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜ユニット型個室＞		要介護1	（	625	単位）	×97／100	+46単位		+46単位								
			要介護2	（	691	単位）												
			要介護3	（	762	単位）												
			要介護4	（	828	単位）												
			要介護5	（	894	単位）												
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜ユニット型準個室＞		要介護1	（	625	単位）												
			要介護2	（	691	単位）												
			要介護3	（	762	単位）												
			要介護4	（	828	単位）												
			要介護5	（	894	単位）												
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1	（	700	単位）	×97／100	×70／100	×70／100	+36単位		+13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
			要介護2	（	763	単位）												
			要介護3	（	830	単位）												
			要介護4	（	893	単位）												
			要介護5	（	955	単位）												
		(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要介護1	（	747	単位）												
			要介護2	（	810	単位）												
			要介護3	（	877	単位）												
			要介護4	（	940	単位）												
			要介護5	（	1,002	単位）												
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1	（	700	単位）												
			要介護2・3	（	800	単位）												
			要介護4・5	（	923	単位）												
		(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要介護1	（	747	単位）												
			要介護2・3	（	847	単位）												
要介護4・5	（	970	単位）															
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要介護1	（	766	単位）	×97／100	+46単位	+4単位	+8単位		+18単位						
			要介護2	（	829	単位）												
			要介護3	（	897	単位）												
			要介護4	（	960	単位）												
			要介護5	（	1,022	単位）												
		(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要介護1	（	766	単位）												
			要介護2	（	829	単位）												
			要介護3	（	897	単位）												
			要介護4	（	960	単位）												
			要介護5	（	1,022	単位）												
	(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要介護1	（	766	単位）												
			要介護2・3	（	868	単位）												
			要介護4・5	（	990	単位）												
		(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要介護1	（	766	単位）												
			要介護2・3	（	868	単位）												
要介護4・5	（	990	単位）															

注 身体拘束廃止未実施減算		(1日につき 5単位を減算)	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時費用			
ホ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)		
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)		
	(4) 退所前連携加算 (500単位)		
ト 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算		(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理体制加算		(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算		(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算		(1日につき 18単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)		
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)		
	(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)		
カ 在宅復帰支援機能加算		(1日につき 10単位を加算)	
ヨ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 40単位を加算)	
タ 小規模拠点集合型施設加算		(1日につき 60単位を加算)	
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59／1000)		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33／1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)		

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年8月1日～)

基本部分			注			注		注		注		注		注		注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費		(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜従来型個室＞	要介護1	（ 547 単位）			+36単位			+41単位	+5単位						
			要介護2	（ 614 単位）													
			要介護3	（ 682 単位）													
			要介護4	（ 749 単位）													
			要介護5	（ 814 単位）													
		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜多床室＞	要介護1	（ 547 単位）													
			要介護2	（ 614 単位）													
			要介護3	（ 682 単位）													
			要介護4	（ 749 単位）													
			要介護5	（ 814 単位）													
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費		(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜ユニット型個室＞	要介護1	（ 625 単位）	×97／100	+46単位		+12単位	+23単位	+46単位							
			要介護2	（ 691 単位）													
			要介護3	（ 762 単位）													
			要介護4	（ 828 単位）													
			要介護5	（ 894 単位）													
		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜ユニット型準個室＞	要介護1	（ 625 単位）													
			要介護2	（ 691 単位）													
			要介護3	（ 762 単位）													
			要介護4	（ 828 単位）													
			要介護5	（ 894 単位）													
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費		(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1	（ 700 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		+13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	
				要介護2	（ 763 単位）												
				要介護3	（ 830 単位）												
				要介護4	（ 893 単位）												
				要介護5	（ 955 単位）												
			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要介護1	（ 700 単位）												
				要介護2	（ 763 単位）												
				要介護3	（ 830 単位）												
				要介護4	（ 893 単位）												
				要介護5	（ 955 単位）												
		(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1	（ 700 単位）												
				要介護2・3	（ 800 単位）												
				要介護4・5	（ 923 単位）												
			(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要介護1	（ 700 単位）												
				要介護2・3	（ 800 単位）												
要介護4・5	（ 923 単位）																
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費		(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要介護1	（ 766 単位）	×97／100	+46単位	+4単位	+8単位	+18単位							
				要介護2	（ 829 単位）												
				要介護3	（ 897 単位）												
				要介護4	（ 960 単位）												
				要介護5	（ 1,022 単位）												
			(二) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要介護1	（ 766 単位）												
				要介護2	（ 829 単位）												
				要介護3	（ 897 単位）												
				要介護4	（ 960 単位）												
				要介護5	（ 1,022 単位）												
		(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要介護1	（ 766 単位）												
				要介護2・3	（ 868 単位）												
				要介護4・5	（ 990 単位）												
			(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要介護1	（ 766 単位）												
				要介護2・3	（ 868 単位）												
要介護4・5	（ 990 単位）																

注 身体拘束廃止未実施減算		(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)		
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	(4) 退所前連携加算 (500単位)		注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算		(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理体制加算		(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算		(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算		(1日につき 18単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)		
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)		
	(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)		
カ 在宅復帰支援機能加算		(1日につき 10単位を加算)	
ヨ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 40単位を加算)	
タ 小規模拠点集合型施設加算		(1日につき 60単位を加算)	
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×59／1000)		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×33／1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき Ⅱの90／100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき Ⅲの80／100)		

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	－925単位	－925単位	－30単位
		要介護2 (17,268単位)				－925単位	－925単位	－30単位
		要介護3 (24,274単位)				－925単位	－925単位	－30単位
		要介護4 (27,531単位)				－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位
		要介護5 (31,141単位)				－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)				－925単位	－925単位	－30単位
		要介護2 (15,558単位)				－925単位	－925単位	－30単位
		要介護3 (21,871単位)				－925単位	－925単位	－30単位
		要介護4 (24,805単位)				－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位
		要介護5 (28,058単位)				－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (565単位)						
		要介護2 (632単位)						
		要介護3 (700単位)						
		要介護4 (767単位)						
		要介護5 (832単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 500単位を加算)					
ホ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 600単位を加算)					
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 500単位を加算)					
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 540単位を加算)					
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)		(1月につき 500単位を加算)					
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)		(1月につき 250単位を加算)					
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2, 000単位を加算)					
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2, 500単位を加算)					
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1, 000単位を加算)					
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)					
ヅ 介護職員処遇改善加算	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +(2)×90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(2)×80/100)					
			注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計					
			： 事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、					

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
			利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に 日常生活上の 世話をを行う場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	個別送迎体 制強化加算	入浴介助体 制強化加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物 から利用する者 に地域密着型 通所介護を行う 場合	事業所が送 迎をわない場 合														
イ 地域密 着型通 所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1時間以上3時間未満の場合 +500単位 3時間以上5時間未満の場合 +1000単位 5時間以上7時間未満の場合 +1500単位 7時間以上9時間未満の場合 +2000単位 9時間以上12時間未満の場合 +2500単位	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき —94単位	片道につき —47単位														
		要介護2 (488 単位)																															
		要介護3 (552 単位)																															
		要介護4 (614 単位)																															
		要介護5 (678 単位)																															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (641 単位)																															
		要介護2 (757 単位)																															
		要介護3 (874 単位)																															
		要介護4 (990 単位)																															
		要介護5 (1,107 単位)																															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (735 単位)																															
		要介護2 (868 単位)																															
		要介護3 (1,006 単位)																															
		要介護4 (1,144 単位)																															
		要介護5 (1,281 単位)																															
	(1) 3時間以上6時間未満	(1, 007単位)															1日につき +210単位			1日につき +60単位													
		(1, 511単位)																															
	(2) 6時間以上8時間未満	(1, 511単位)																															
		(1, 511単位)																															

ハ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

ニ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

イ： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合																	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (493 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位 12時間以上13時間 未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の 場合 +250単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき +94単位	片道につき +47単位																	
			要支援2 (546 単位)																												
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (749 単位)																												
			要支援2 (836 単位)																												
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (852 単位)																												
			要支援2 (952 単位)																												
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (445 単位)			×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位 12時間以上13時間 未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の 場合 +250単位																								
			要支援2 (494 単位)																												
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (673 単位)																												
			要支援2 (751 単位)																												
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (766 単位)																												
			要支援2 (855 単位)																												
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (251 単位)	×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間 未満の場合 +100単位 11時間以上12時間 未満の場合 +150単位 12時間以上13時間 未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の 場合 +250単位																											
		要支援2 (265 単位)																													
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)																													
		要支援2 (430 単位)																													
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)																													
		要支援2 (496 単位)																													
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																													
ニ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)														注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計															

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注					
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100					
		要支援2 (6,877 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)									
		要支援2 (6,196 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)									
		要支援2 (524 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)							(1日につき 30単位を加算)				
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)							(1月につき 1,000単位を加算)				
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合										
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合										
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)										
	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)									
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)											
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)											

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注							
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) ※仮称	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※仮称	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算							
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位										
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)					1日につき +25単位									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)				1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位							
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)					1日につき +25単位									
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))																
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)															
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)									注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)															

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号													
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2 4級地	3 5級地		
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある								1 なし 2 あり	
				サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり									
				集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり									
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ									
				特別地域加算	1 なし 2 あり									
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当									
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当									
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ									
12	訪問入浴介護			集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり								1 なし 2 あり	
				特別地域加算	1 なし 2 あり									
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当									
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当									
				サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ									
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ									

13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携		集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合	
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
15	通所介護 （平成27年4月1日～ 平成28年3月31日）	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ） 5 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

15	通所介護 (平成28年4月1日～)	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				理学療法士等体制強化加算	1 なし 2 あり	
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				生活行為向上リハビリテーション後の継続減算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				重度療養管理加算	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				緊急短期入所受入加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I 型（療養機能強化型以外） 5 I 型（療養機能強化型 A） 6 I 型（療養機能強化型 B） 3 II 型（療養機能強化型以外） 7 II 型（療養機能強化型） 4 III 型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型 A 3 療養機能強化型 B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				医療機関連携加算	1 なし 2 あり	
				障害者等支援加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
27	特定施設入居者生活介護 （短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特定事業所集中減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			経口移行加算	1 なし 2 あり	
			経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり	
			口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり	
			口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 あり	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 経口移行加算 経口維持加算 口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準 職員欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算 栄養マネジメント体制 経口移行加算 経口維持加算 口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	1 病院療養型	2 I 型（療養機能強化型以外） 5 I 型（療養機能強化型 A） 6 I 型（療養機能強化型 B） 3 II 型（療養機能強化型以外） 7 II 型（療養機能強化型） 4 III 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				経口移行加算	1 なし 2 あり
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ

53	介護療養施設サービス	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				経口移行加算	1 なし 2 あり
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				経口移行加算	1 なし 2 あり	
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり	
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり	
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				経口移行加算	1 なし 2 あり	
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり	
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり	
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制 設備基準 若年性認知症患者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 経口移行加算 経口維持加算 口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 経口移行加算 経口維持加算 口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等												
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3 5級地			
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1	なし	2	あり								
				定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1	定期巡回の指定を受けていない										
					2	定期巡回の指定を受けている										
					3	定期巡回の整備計画がある										
				サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり								
				集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり								
				リハビリテーションマネジメント加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ						
				社会参加支援加算	1	なし	2	あり								

15	通所介護 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ
				認知症加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
15	通所介護 (平成28年4月1日～)	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ
				認知症加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙１－２)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引		
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地		
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり								1 なし 2 あり
				集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ		
62	介護予防訪問入浴介護			集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								1 なし 2 あり
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ						
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ		
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				緊急時介護予防訪問看護加算	1	なし	2	あり								
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可								
				看護体制強化加算	1	なし	2	あり								
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり								
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり								
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり								
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり								

65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
	介護予防短期入所療養介護	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
	介護予防短期入所療養介護			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B） 2 Ⅱ型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型	介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				医療機関連携加算	1 なし 2 あり	
				障害者等支援加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				67	介護予防福祉用具貸与	
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等									
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3 5級地
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり					
				集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				特別地域加算	1	なし	2	あり					
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当					
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				特別地域加算	1	なし	2	あり					
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当					
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり					
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員			
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり					
				同一建物に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり					
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり					
				栄養改善体制	1	なし	2	あり					
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり					
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり					

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1－3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引					
各サービス共通						地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地					
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 一体型 2 連携型		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり											1 なし 2 あり		
				特別地域加算	1	なし	2	あり													
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当													
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当													
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり													
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可													
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり													
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ							
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ							
71	夜間対応型訪問介護	1 I 型 2 II 型		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり											1 なし 2 あり		
				24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	5	加算Ⅱイ	3	加算Ⅱロ							
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ							
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員											1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可													
				入浴介助体制	1	なし	2	あり													
				個別機能訓練体制	1	なし	2	あり													
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり													
				栄養改善体制	1	なし	2	あり													
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり													
				同一建物に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ									
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ							
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型 居宅介護事業所		同一建物に居住する利用者の有無	1	なし	2	あり											1 なし 2 あり		
				職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員											
				看護職員配置加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ									
				看取り連携体制加算	1	なし	2	あり													
				訪問体制強化加算	1	なし	2	あり													
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ							
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ							

68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型		介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				医療機関連携加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護福祉施設 2 サテライト型介護福祉施設 3 ユニット型地域密着型 介護福祉施設 4 ユニット型サテライト型 地域密着型介護福祉施設	1 経過 的施設以外 2 経過 的施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				経口移行加算	1 なし 2 あり	
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり	
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり	
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集合体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
77	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護）			同一建物に居住する利用者の有無	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				訪問看護体制減算	1 なし 2 あり	
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				訪問看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
79	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型）			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

78	地域密着型通所介護 （平成28年4月1日～）	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		同一建物に居住する利用者の有無	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等									
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3 5級地
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型 2 連携型		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				特別地域加算	1	なし	2	あり					
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり					
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可					
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり					
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり					
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型		集合住宅に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可					
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員			
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可					
				入浴介助体制	1	なし	2	あり					
				個別機能訓練体制	1	なし	2	あり					
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり					
				栄養改善体制	1	なし	2	あり					
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり					
				同一建物に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		同一建物に居住する利用者の有無	1	なし	2	あり					
				職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員			
				看護職員配置加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1	なし	2	あり					
				訪問体制強化加算	1	なし	2	あり					
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり					
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員			

78	地域密着型通所介護 （平成28年4月1日～）	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				認知症加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		同一建物に居住する利用者の有無	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。